

太陽光パネルと景観について



平成27年3月17日

石岡市 都市建設部 都市計画課

地方公共団体の対応状況

●対応数

4道県, 20市町村(茨城県内では事例なし。)

●対応方法

対応方法	件数
景観条例, 景観計画	10
環境条例	3
指導要綱, ガイドライン, 基準等	14
合計	27

※複数項目に該当する地方公共団体があるため, 合計が24を超える。

※別紙資料1

H26環境省資料(国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設のあり方検討委員会資料)により集計

各課からの意見について

下の表は、太陽光パネルに対する苦情について、関係各課からの意見を取りまとめたものです。

部署名	内容
生活環境課	景観の損失に関する苦情
農政課	<ul style="list-style-type: none">・農地転用・間伐届出が申請された山間部に太陽光発電施設を設置したため、降雨時に表面水や土砂の流出が懸念される。・農業振興地域内の耕作放棄地等において、太陽光発電施設の設置に関する相談が多い。
農業委員会	太陽光発電施設設置に係る農地転用案件に関して、近隣住民より建設業者による住民説明会の開催要望があった。
都市計画課	太陽光発電施設を景観条例で規制できないか。
建築住宅指導課	<ul style="list-style-type: none">・太陽光パネル設置後に増大する雨水の流出に関する苦情・設置時の土の搬入、搬出に関する苦情・設置できないように法律で指導すべき

太陽光発電施設の現状について

- ・太陽光発電施設については、国や県が推進する事業であること。
- ・現在、設置に関して建築基準法等による規制が行われていないこと。
- ・市に寄せられた苦情の多くが、周辺環境の悪化に関するもの（環境問題）であり、一概に景観上の問題として捉えることができないこと。
- ・届出をさせることにより、設置者の手間や負担を求めることになるが、それに対する効果が希薄であること（設置を規制することはできない）。
- ・茨城県内で、届出等をさせている自治体がないこと（関東圏内でも、鎌倉市のみ）。

市の対応について

以上の状況を踏まえて、現状では、太陽光発電施設の設置に関して景観上の届出等を行わせることは適切ではないと考えます。

市に寄せられた苦情、住民と設置業者とのトラブルの状況を鑑みて、市のホームページや広報紙にお願いを掲載し、設置の際のトラブル防止を呼びかけます。

(掲載予定内容) 近隣住民への説明の実施 等